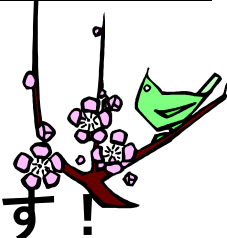


新規採用職員のみなさん！ 組合加入しましたか？

県職員の労働組合 **神奈川県職員労働組合** です！



◎特殊勤務手当・調整額について

職務の複雑、困難、責任の度合い、勤務時間、勤務環境等が、他の職と比べて著しく特殊な職務を行う場合に支給されます！

◎調整額

「勤務の特殊性が、平素の仕事に恒常的に伴うときに支給

例えば

児童相談所での児童一時保護に従事する職員
野犬捕獲に従事することを本業とする職員

支給額 = 調整基本額 × 調整数



◎特殊勤務手当

危険・不快・不健康・困難な作業が断続的に起きる場合に支給されます。月額支給と日額支給があります

月額支給の例 税務手当、技術校の教務手当、
農林漁業普及手当など

日額の例 有害毒物等取扱手当、危険現場手当など

※現在、調整額・特殊勤務手当の見直しが行われようとしています。業務・仕事に応じた調整額・特殊勤務手当を守るためにも組合加入して一緒に守りましょう！！